

## 新たな外国人材受入れに係る制度説明会のご案内

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により創設された新たな在留資格制度である「特定技能」が、本年4月に施行されます。この新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

### 1 日時・場所

	日時	場所	定員
札幌開催	平成31年3月6日(水) 13時30分～16時30分	北海道自治労会館4Fホール (札幌市北区北6条西7丁目5-3)	252名
釧路開催	平成31年3月20日(水) 13時30分～15時30分	釧路高等技術専門学院1階講堂 (釧路市大楽毛南1丁目2-51)	100名
函館開催	平成31年3月22日(金) 13時30分～15時30分	渡島総合振興局3階講堂 (函館市美原4丁目6-16)	200名
旭川開催	平成31年3月25日(月) 13時30分～15時30分	上川総合振興局3階講堂 (旭川市永山6条19丁目)	180名

### 2 主催

- (1) 札幌開催：法務省入国管理局、北海道
- (2) 釧路、函館及び旭川開催：法務省札幌入国管理局、北海道

### 3 対象

- (1) 在留資格「特定技能」で採用を考えている企業及び業界団体等の方
- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される団体等の方
- (3) 市町村など行政関係の方
- (4) その他外国人材の受入れに関係する方

### 4 内容

- (1) 改正入管法制度全般に関する説明【説明者：法務省職員】
- (2) 分野別個別説明【説明者：関係省庁（現在調整中※）】（札幌開催のみ）
- (3) 外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策説明【説明者：法務省職員】（札幌開催のみ）
- (4) 質疑応答

※関係省庁が決まり次第、道のホームページでお知らせします  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/tiikisien.htm>)

### 5 申込方法

出席を希望される方は、別添の申込書を各開催日の3開庁日前（水曜開催→前週金曜まで）までに、北海道経済部労働政策局雇用労政課までメール（[keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp)）またはFAX（011-232-1038）でお申し込みください。

## 新たな外国人材受入れに係る制度説明会申込書

下記に必要事項記載の上、メール（keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp）またはFAX（011-232-1038）で北海道経済部労働政策局雇用労政課まで、各開催日の3開庁日前（水曜開催→前週金曜まで）までにご回答ください。

なお、問い合わせはTel011-204-5353（北海道経済部労働政策局雇用労政課）までお願いいたします。

参加希望地（1か所○をつけてください）			
札幌市 (3/6)	釧路市 (3/20)	函館市 (3/22)	旭川市 (3/25)
所属（団体名等）：			
ご連絡先（電話番号）：			
お名前（フリガナ）1：			
お名前（フリガナ）2：			
お名前（フリガナ）3：			

※定員になり次第受付を締め切らせていただきます（定員に達した後に申込みされた方にはご連絡します）。

※ご提供いただいた個人情報は、本説明会運営以外の目的では使用しません。